



組 合 報



協同組合アキュミューレーション 広報委員会 2018年12月 VOL. 29

組合員の皆様へ

今年も早いもので、年末のご挨拶をさせていただく時期となりました。
貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年も特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。来年も誠心誠意努力して参る所存で居りますので、より一層のご支援賜ります様、当組合一同心よりお願い申し上げます。
尚、当組合年始の休業期間は下記の通りとなります。

(年始休業期間) 1月1日(祝)～1月6日(日)

新年1月7日(月) 9:00～ 通常業務

時節柄、ご多忙のことと存じます。くれぐれも体調などお崩しにならぬようお体ご自愛下さい。来年も相変わらぬご高配を賜れますようお願い申し上げます。歳末のご挨拶とさせていただきます。それでは、良いお年をお過ごし下さい。

お知らせ

年末年始休暇中の実習生について

毎年、長期の休暇の折に実習生をめぐりトラブルが発生致して居ります。宿舎内での火の元や、夜間の騒音等の苦情や、深夜の洗濯機・テレビや音楽は騒音となりトラブル原因となります、その他電車内での携帯電話(通話・音声でのメール・音楽<音漏れ>)、繁華街での勧誘・WEB決済等でトラブル発生の報告を受けております。これら事情を、休暇事前に実習生向けに十分注意勧告頂きます様よろしくお願い申し上げます。

緊急連絡先 (24時間)

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 090-8089-7705 (李) 070-3667-8667 (杉戸)

070-5364-0341 (石田) 070-6520-6943 (チャン)。

外国人技能実習機構、実習実施先監査について

外国人技能実習機構の3年に1度の実習実施先への監査活動が、今年秋頃から顕著になって居ります。当組合の組合員への監査も6社に及んでおります。来年には皆様方へも機構から監査が入ると思われます。外国人技能実習法を遵守し実習を行って頂きます様よろしくお願い申し上げます

< 実習実施者に対する指導監督 >

○ 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務 について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提 示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第13条、P143参照）。

○ また、機構や主務大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技 能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する 法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために 必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります（法第15条、 P145参照）。

○ さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を 実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当 することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善 命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象とな ります（法第16条、P146参照）。

○ このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の 違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行 うか 判断がなされるものです。 改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けな いたためには、常日頃か ら関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の 指摘等について迅速 に改善を図ることが肝要である。

※外国人技能実習機構HP 技能実習制度運用要領
第9章第4節 実習実施者に対する指導監督より